二　会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ　当該会社等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ　当該会社等から重要な融資を受けていること。

ハ　当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ　当該会社等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。

ホ　その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

（法第八条の二第一項の主務省令で定める者）

第七条の四　法第八条の二第一項の主務省令で定める者は、法第八条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第七条の五　法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　法第九条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

［三～十　略］

［2～5　略］

（通信販売についての広告）

第八条　法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第二十五条第三号及び第四十条第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

［四～六　略］

七　商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件又は提供条件

［八～十　略］

［条を加える。］

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第七条の四　法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［同上］

二　法第九条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

［三～十　同上］

［2～5　同上］

（通信販売についての広告）

第八条　法第十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

三　申込みの有効期限があるときは、その期限

［四～六　同上］

七　商品の売買契約を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件

［八～十　同上］